

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

郡山市長 椎根健雄

## 郡山市規則第60号

### 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年郡山市規則第114号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(条例別表第1各項の規則で定める事務)	(条例別表第1各項の規則で定める事務)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~17 (略)	2~17 (略)
<u>18 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、住民基本台帳に記録され ていない者（以下「住登外者」という。）に係る氏名、住所その他の管理 に必要な情報の登録及び変更に関する事務とする。</u>	
(条例別表第2各項の規則で定める事務及び特定個人情報)	(条例別表第2各項の規則で定める事務)
第3条 (略)	第3条 (略)
2~28 (略)	2~28 (略)
<u>29 条例別表第2の29の項の規則で定める情報は、同項中欄に掲げる事務の 対象者に関する情報のうち住登外者に係る氏名、住所その他の管理に必要 なものとする。</u>	
<u>30 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は住登外者に係る氏名、住所 その他の管理に必要な情報の登録及び変更に関する事務とし、同項の規則 で定める情報は同項右欄に掲げる事務の対象者に係る事務の処理に関して 保有する特定個人情報とする。</u>	
(条例別表第3各項の規則で定める事務及び特定個人情報)	(条例別表第3各項の規則で定める事務及び特定個人情報)
第4条 (略)	第4条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
<u>9 条例別表第3の9の項の規則で定める事務は住登外者に係る氏名、住所 その他の管理に必要な情報の登録及び変更に関する事務とし、同項の規則</u>	

で定める情報は同項第4欄に掲げる事務の対象者に係る事務の処理に関して保有する特定個人情報とする。

10 条例別表第3の10の項の規則で定める情報は、同項第2欄に掲げる事務の対象者に関する情報のうち住登外者に係る氏名、住所その他の管理に必要なものとする。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。